

カナダ産軟材に対する米国の相殺関税調査事件（略歴表）

○対商務省決定：補助金調査

1982/10/27 第1回相殺関税調査開始

1983/05/31 シロ最終決定（調査終了）

1986/05/ 第2回調査⇒クロ仮決定

/12/30 米加了解覚書（MOU: Memorandum of Understanding）締結

1991/10/04 MOU終了

/10/31 商務省職権調査開始（第三回調査）

1992/05/28 クロ最終決定（商務省決定I）

1993/05/06 パネル決定I（対商務省）⇒事件差戻し（全会一致）

/09/17 商務省による差戻後再決定（DOC決定II）

/12/17 パネル決定II（対商務省）（3対2）⇒シロ決定を命ずる差戻し

1994/01/06 商務省告示（パネル決定を受け入れ）（DOC決定III）

/03/17 パネル、DOC決定IIIを受け入れ（パネル決定III）

/04/06 米国政府、特別異議の申立を付託

/08/03 特別異議申立委員会決定（ECC決定）

/08/16 商務省、1994. 3. 17以降の精算停止の終了を命令。同日以降の供託金につき、
利息を付けて還付を命令。

* 以後、1992. 3. 12-1994. 3. 16の期間に徴収された相殺関税の還付を巡って米加両政府
間で交渉が行われる。

1996/02/16 米加政府間協定を合意。

【はじめに】

1992年 6月30日、米国製鉄連合（以下米提訴者）がカナダを含む多くの国を原産とする各種鉄鋼輸入に関しアンチ・ダンピング（以下AD）提訴を行った。これを受け1993年 6月21日、商務省が当該輸入に関しダンピングの存在を肯定する決定を行い、次いで同年 8月11日、米国国際貿易委員会（以下ITC）が米国産業に対する実質的損害を肯定する決定を行ったため、同年 8月19日、商務省は各国産各種鉄鋼製品の輸入に対してそれぞれAD税を賦課するよう税関当局に命令した。

こうした多くの国からの各種鉄鋼製品の輸入に対する一連の決定のうち、カナダ産表面処理鋼板及びカナダ産厚板に関する商務省の2つのダンピング決定と同じカナダ産表面処理鋼板に関するITCの損害決定の合わせて3つの決定に対して、被提訴者であるカナダの各鉄鋼メーカーが米加自由貿易協定（以下FTA）19章に基づく二国間パネル審査を求めて提訴したのが本稿が扱う3つの紛争案件である。

A. 表面処理鋼板に関する商務省決定に対するパネル(USA-93-1904-03)

【事実の概要】

1993年 6月21日、商務省はカナダのStelco社とDofasco社が表面処理鋼板をダンピング輸出していると認定し、Stelcoと関連会社 CCC、Dofascoと関連会社 Sorevcoをそれぞれ一体とみなしてマージン計算を行い、Stelco, Dofasco 及びその他(“all-others” rate) に対しそれぞれ 28.27%, 10.89 %及び 22.29%のダンピング・マージンを算定した（以下原決定）⁽¹⁾。

同年 7月 9日、原決定を不服としてStelco, Dofasco 及び CCCがそれぞれFTA 19章の二国間パネル審査を申し立てたため、5人の委員（委員長Brian E. McGill, 委員Harry B. Endsley, Maureen Irish, Ross Stinton 及びSteven S. Weiser）からなるパネルが設置された。その後、米提訴者もこの手続に参加した。

各当事者の書面提出の後、本パネルは1994年 7月11～12日に口頭審理を行い、同年10月31日の決定（以下「決定A I」）⁽²⁾ で商務省の原決定の一部を差戻した。

差戻し後の1995年 1月30日の商務省の再決定⁽³⁾ を不服とした CCCが再びパネル申立て

を行ったため、元のパネルがこの再決定を審査し同年 5月 1日の決定（以下「決定A II」）⁽⁴⁾ でこれを再度差戻した。

再差戻し後の同年 5月31日の商務省の再々決定⁽⁵⁾ はパネルの指示に従うもので（Stelcoは22.70 %、CCCを含む）その他は18.71 %）、不服の申立てがなかったため 7月 7日パネルはこれを支持する決定を行った⁽⁶⁾。このパネル決定に対して特別異議申立てがなされなかったので 8月18日に本パネル手続は終了した⁽⁷⁾。

1. 「決定A I」

各当事者は、「決定A I」のパネル手続において、概略以下のような主張をおこなった（争点が多岐にわたるため差戻しとなった等重要と思われるものに絞って紹介する。）。

(1)Dofasco とSorevco を一体と見なす決定(pp. 13-16.)

商務省の慣行では調査対象企業が関連会社に生産を移転しA D税を迂回する等のおそれがある場合、両者を一体とみなし関連会社の製品を調査対象企業の製品と同等に扱うよう税関に指示することがある。

原決定で商務省はDofasco とその関連会社Sorevco を一体と見なしたが、Dofasco はパネル手続で商務省が「価格操作の強い可能性」基準を用いていないとしてこの決定の正当性を争った。商務省は「価格操作の可能性を示す十分な関連」があればよいと反論したが「可能性」の文言にはこだわらず商務省が決定の際に考慮した①密接な関連、②両者間の取引、③生産設備の類似性、④価格操作又は生産決定に対する影響力行使の可能性の各ファクターを審査するようパネルに求めた。

(2)StelcoとCCCを一体と見なす決定(pp. 19-21.)

商務省は(1)と同様、Stelcoと CCCを一体と見なす決定を行ったが、CCCは、Stelcoは大規模な製鉄会社だが CCCは製鉄でなくメッキ会社であり両者は完全に独立して運営されていると主張した。

(3) CCCに関する部分的B I A (Best Information Available)適用(pp. 22-32.)

商務省は原決定で、① CCCの提出した販売データが、財務諸表と照合することができない、② CCCは実際に発生した生産コストのデータを提出しなければならないところ見積コストを提出した、③要求された販売のうち一部の販売についてしか報告をしなかった、及び④報告に際ししばしば誤りがみられたことを理由に CCCが検証(verifications)を懈怠したと認定し、CCC の販売に関して部分的にB I Aを適用した。

CCCは①財務諸表を保持していない、②時間的な制約のため実際に発生したコストを報告できなかった、③質問状の文言等是一部の販売についてのみ報告を要請するものと解釈できる、及び④小規模の会社のため報告で誤りが生じたが、比較的小さな誤りであり、意図的なものではないと主張した。

(4)電気メッキ工程を「実質的変更」とした決定(pp. 32-33.)

調査対象産品を確定するために原産地を決定しなければならないが、商務省は原決定でCCCの産品は電気メッキ工程がカナダで行われたのでカナダ原産であり調査対象に含まれると決定した。CCCは米国税関の電気メッキ及びなましの両工程があって初めて実質的変更とした決定を引用し、電気メッキ工程だけで実質的変更とした商務省の決定は実質的証拠に基づかないと争った。

(5)倉庫費用の控除(pp. 58-59.)

Stelcoはその関連会社の倉庫費用は直接販売費用として米国価格から控除されるべきとの商務省の原決定をパネルで争った。他方、商務省は行政上の救済を尽くしていないと反論した。更にStelcoはこの場合はこの原則の適用はない、いずれにしてもこの主張を回答書の中で十分に提起した、と再反論した。

(6)間接税の調整方法(pp. 70-79.)

商務省は仮決定の際に関税法 772条(d)(1)(C)に従って対象産品が輸出されなかったら賦課されたであろうカナダ消費税の額を米国価格に加算し、その上で本国市場販売に賦課される税と米国価格に加算された税の差額分についてカナダ市場価額に対して同 773条(a)(4)(B)の販売状況調整も行った。しかしその後連邦巡回控訴裁判所(CAFC)の「税の差額分について外国市場価額に対する販売状況調整を行うことは認められない。」との判決が出たので商務省は最終決定ではその方法を変更し当該販売状況調整は行わず、米国向け産品に対する仮定上の税は計算せず代わりにカナダで販売された対応産品に対する税の絶対額を米国価格に加算した。米提訴者は、商務省は米国向け輸出に賦課されていれば生じていた仮定上の税額を加算すべきであった、と主張した。また商務省は、最終決定後国際貿易裁判所(CIT)が上記CAFC判決の該当箇所を批判したのを受けて、新たな税調整方法を導入したので本件にこれを適用するために差戻しを要請した。

Stelcoは、最終決定で採用された方法は間接税から中立的なダンピング・マージン計算を行うという商務省の長年の慣行に合致するものである、かつ「税からの中立性」はGATT 6条 1項及び 4項並びにADコード 2条 6項によっても義務づけられており立法過程

を見ても議会在商務省にこの原則に従うよう意図していた等と主張した。Dofasco は Stelcoの立場を支持したが追加として商務省がG A T Tに反する方法と合致する方法の 2 つの選択に直面した場合、パネルは米国の国際義務に最も合致する方法を容認しなければならないと主張した。

(7) A G R (American Goods Returned) 部分的関税免除の A D 税への不適用 (pp. 96-97.)

米国産金属が加工のため輸出されたのち再び米国に戻ってくる場合には A G R プログラムの下で「修理又は変更の価額に基づいて」関税が査定されるところ、商務省は A D 税の徴収にはこの A G R 免除が適用されないと決定した。米国メーカーの National Steel と CCC は、法律はカナダにおける A G R 品への付加価値についてのみ A D 税を徴収することを認めている、と争った。商務省は A G R に関する Note 6, subchapter II, chapter 98, HTSUS (p. 62) は明白に通常の関税と A D 税を区別しており、全価額について A D 税を賦課することを求めている、と主張した。

2. 「決定 A II」

1995年 1月30日、商務省はパネルの差戻しを受けて再決定を下した。そこで商務省は、上記 1.(6)の間接税の調整方法に関しては、最近の多くの CIT の判決が指示する新たな調整方法が権威的な法規定解釈であり、これがある以上国際的義務がこの解釈を覆すことはないとしてガットの解釈を行わず、この新たな調整方法に従って計算を行った。同(2)の Stelco と CCC を一体とみなさないとのパネルの指示に対しては、Stelco のマージンを CCC の販売を除いて計算したが、CCC については Stelco とは別個の (平均提訴マージンである) 29.08 % を適用した。同(4)の電気メッキ工程を「実質的変更」と認定した理由を追加せよとのパネルの指示に対しては、加工後の名称の変化、別個のカatalogでの広告、異なるユーザーへの販売、価格の差異、耐蝕性という製品特性の変化、工程のハイテク度、工程ラインの投資の大きさ、付加価値等を考慮してやはり電気メッキ工程のみで「実質的変更」に当たると決定した。以上等の結果、再決定は CCC, Dofasco, Stelco 及びその他のダンピング・マージンをそれぞれ 29.08%, 11.71 %, 22.70 % 及び 19.36% とした。

1995年 2月27日、CCC が(2)の決定を不服として再びパネル申立てを行なったため、元のパネルがこの再決定を審査し、同年 5月 1日の決定 (「決定 A II」) でこれを再度差戻した。

再度の申立ての中で、CCC は商務省によるパネル見解の解釈に異議をとなえ、パネルは CCC の製品に対し “all-others” rate を適用するよう命じていると主張した。

他方、商務省は他社と一体と見なした決定を前提とした調査は全ての情報提出義務が課され通常の調査と同じく完全なものである、と主張した。また商務省と米提訴者は CCCに特定税率を決めないとしたら CCC製品に対する BIA適用を支持したパネル意見の箇所が無意味となる、と主張した(pp. 1-2.)。

【報告要旨】

1. 「決定A I」(1994年10月31日)

i. 総論—審査基準(the standard of review)(pp. 4-9.)

パネルはまず総論として審査基準について論じている。これに関する米加F T A 1904条(3)は、米国内裁判所が適用する審査基準及び一般的法原則がパネル審査でも適用されることを規定し、同1911条はこの審査基準を1930年関税法516A条(b)(1)(B)の「記録上の実質的証拠に支持されるかどうか」と「法適合性」と定義している。

実質的証拠原則に関する判例基準は、実質的証拠とは合理的な者であればある結論を支持するのに適切と受け入れるであろう関連証拠であり、裁判所は新たに(de novo)判断するとしたら異なった選択をするとしても、対立する2つの見解の一方を選んだ行政庁の選択に取って代わってはならないが、合理的基礎、考慮の完全性、理由付けの妥当性及び整合性、事実と結論の合理的関係等の基準からこれを審査する、というものである。

法適合性に関する判例基準は、裁判所は行政庁の合理的な法律解釈は尊重し、法律が特定の争点について沈黙している又は曖昧なときは行政庁の解釈が法律の許容し得る(permissible) 解釈かどうかを判断し、それが唯一の合理的解釈である必要はない。しかし法律の明白な文言に反する解釈は尊重しない、というものである。

ii. 各論

パネルは次に各論について以下の通り決定した。

(1)Dofasco とSorevco を一体と見なす決定(pp. 16-19.)

ここでの基準が「強い可能性」か「可能性」かについては、商務省の慣行にも混乱がみられる。商務省は法律の職務遂行のため基準を設ける権限を有するが、その適用は統一的となるよう努力しなければならない。ここでパネルは基準となる文言を定式化するのはやめ、商務省の挙げる各基準の下で出された証拠を検討する。株式保有、取締役派遣、生産設備の類似、両者間の取引等商務省の両者を一体と見なす決定を支持する実質的証拠があるのでこの点について原決定を支持する。

(2)StelcoとCCC を一体と見なす決定(p. 21.)

両者の関係は通常の商取引であり、CCCの工程はStelcoの広範な製造工程に比して初歩的なものに過ぎず、StelcoからCCCへの生産移転はまず起こりえない。よってこの点について実質的証拠が存在しないので、両者を一体と見なさぬよう商務省に指示して差戻す。

(3) CCCに関する部分的B I A (Best Information Available)適用(pp. 22-32.)

CCCの主張は一部確かに認められるが、法律は被提訴者側に正確なデータを提出する責任を負わせており、CCCが商務省に求められた情報を正確に提出しなかった等の事実が認められるで、CCCが検証(verifications)を懈怠したとの認定は支持され、よってB I Aを適用した決定は認容される。

(4)電気メッキ工程を「実質的変更」とした決定(pp. 34-41.)

〔多数意見〕(pp. 34-37.)

同じ製品についてなまし・メッキ工程が実質的変更かどうか検討したFerrostaal判決は製造工程及び製品特徴の変更について詳細な認定をし、かつ価額・価格差及び工程前後の製品の交換可能性を考慮している。商務省は鋼板の用途が変更されたという認定のみを実質的変更の基礎としており不十分である。問題の実質的変更争点について先例がある場合には商務省の認定説明義務は特に重要となる。よってパネルは、商務省が電気メッキ工程か鋼板を実質的に変更するという認定を支持する更なる説明（行政記録の引用を含む）を付すよう差戻す。

〔Endsley 氏の反対意見〕(pp. 37-41.)

審査基準に従い、認定事実と商務省のなした選択の間に合理的な関係を確認することができるので改めて説明を求めるまでもない。

(5)倉庫費用の控除(pp. 59-60.)

F T A 1911条は法の一般原則として「パネル審査を求める前に行政上の救済を尽くす」ことを当事者に義務づけている。判例上パネルは提訴者が争点を提起するよう規定された行政手続を使用したかどうか審査しなければならない。Stelcoは回答書の中でこの主張をしたがこれに反論した米メーカーに再反論しなかった。これは当該争点をパネルで維持するのに不十分である。

(6)間接税の調整方法(pp. 79-85.)

パネルはChevron 最判⁽⁸⁾の①議会の意図又は法律の意味が明白な場合、行政庁も裁判所もそれを適用する、②当該争点に関して意図が不明又は法律が沈黙している場合、裁判

所は行政庁の法律解釈が合理的かつ許容し得るものかどうか決定するという2段階の法律解釈原則に従う。

パネルは当該税調整条項に関して議会の意図は不明であると認定する。そこで通常ならば商務省の法律解釈が許容し得るものかどうかの判断となるが、ここではDofascoによって曖昧な法律は米国の国際義務に整合的に解釈されるべきという法律解釈の別の争点が提起されている。200年以上前の*Charming Betsy*最判⁽⁹⁾により確立したこの原則は最近でも*Weinberger*最判⁽¹⁰⁾で繰り返されており、判例⁽¹¹⁾はGATTについてもこれが適用されるとしている。

Debartole 最判⁽¹²⁾は、行政庁の法律解釈の尊重を命ずる*Chevron*原則と国際義務に合致する解釈を命ずる*Charming Betsy*原則が明白に対立した際、後者の原則が優越するとした。この最判はある解釈が「重大な憲法上の問題」を生じさせる場合は裁判所はこれを回避するよう法解釈を行うという原則は*Charming Betsy*判決に由来する、と判示している。

GATT及びADコードは税の差額分を「完全に」考慮するよう要求しているように見える。しかしパネルがこの点について直接判断するのでなく、商務省に米国の国際義務の解釈を認め、税調整条項の解釈と実施方法が当該義務に整合的な判断させることが適切である。

よってパネルは、商務省が以上の解釈原則に従って現行調整方法を考慮し可能であればGATTの義務の解釈に整合的な方法を用いるよう指示する。しかし税調整条項がGATT条項に合致しないと判断した場合米国の命ずる又はその裁量の範囲内の方法を適用するよう指示してこの点を差戻す。

(7)AGR(American Goods Returned) 部分的関税免除のAD税への不適用(pp. 98-128.)

〔多数意見〕(pp. 98-99.)

Note 6は確かにAGR金属製品がAD税の対象と言っている。しかしその立法過程によればNote 6はそうした(AD)税が計算又は査定される方法を対象とするものではないとされている。そこで当該争点について意味が不明だが、商務省の採用した解釈も許容し得る文言である。よって、商務省の決定を認容する。

〔Endsley 氏付随意見〕(pp. 99-118.)

商務省の解釈は合理的かつ許容し得るものであるのみならず、(条項の経緯・立法過程に照らして)AGR免除の対象たる“duty”が通常の関税のみであるという解釈は正しいと

信ずる。よって商務省の決定を認容する。

〔Weiser氏反対意見〕〔Irish 氏はほぼ同旨〕(pp. 118-128.)

さまざまな判例及び立法資料からみてA G R免除の適用を受ける“duty”にはA D税を含む。商務省が全価額に対しA D税を賦課できる根拠とするNote 6の立法過程をみるとA D税のapplication は免除しないが、その計算の方法は法案の対象としないとされている。よってNote 6も立法過程もA D税の対象となるA D R 査定を変更する議会の意図を示すものではない。したがって、法律はA D税はA D R 輸入品の全額でなくカナダでの付加価値についてのみ査定ができると規定しており、商務省の決定はこれに整合的となるよう差戻される。

2. 「決定A II」(1995年 5月 1日)(pp. 2-8.)

判例の*Nihon Cement*判決⁽¹³⁾では裁判所は日本セメントとその関連会社を一体と見なす決定を支持する実質的証拠はないとして、関連会社を含まずに日本セメントのマージンを再計算するよう指示し差戻した。関連会社の取扱いについては指示がなかった。

商務省は再決定で関連会社のマージンを算入せずに日本セメントのダンピング・マージンを再計算し、関連会社の名前は決定のリストから落とされた。

商務省は、日本セメントの関連会社について情報を持ち合わせなかったので別個の率を計算することをしなかったが本件の CCCについては完全に調査した等として本件と日本セメント事件を区別するよう主張する。

しかし、いずれの事件でも情報は不完全でB I Aが適用されているでこの主張は説得的ではない。更に、パネルが無効とした調査の結果算定された率を維持することできない。よって、パネルは商務省に対して CCC向けマージン率を決定せず“all others” rate を適用するよう命じ、更に、“all-others” rate も CCC向けマージンを除いて再計算するよう命ずる。

B. 厚板に関する商務省決定に対するパネル(USA-93-1904-04)

【事実の概要】

1993年 6月21日、商務省はカナダのStelco社とIPSCO 社が厚板をダンピング輸出してい

ると認定し、Stelco, IPSCO 及びその他(“all-others” rate) に対しそれぞれ68.70 %, 1.47%及び 61.95%ダンピング・マージンを算定した(以下原決定)⁽¹⁴⁾。

同年 7月 9日、この決定を不服としてStelco及び IPSCOがそれぞれF T A 1 9 章の二国間パネル審査を申し立てたため、A. の表面処理鋼板に関するパネルと同一メンバー構成のパネルが設置された。その後、米提訴者もこの手続に参加した。

各当事者の書面提出の後、本パネルは1994年 7月12日に口頭審理を行い、同年10月31日の決定(以下「決定B I」)⁽¹⁵⁾で商務省の原決定の一部を差戻した。

差戻し後の1995年 1月30日の商務省の再決定⁽¹⁶⁾を不服としたIPSCO が再びパネル申立てを行ったため元のパネルがこの再決定を審査し同年 5月 1日の決定(以下「決定B II」)⁽¹⁷⁾でこれを再度差戻した。

再差戻し後の同年 5月31日の商務省の再々決定⁽¹⁸⁾はパネルの指示に従うもので(IPSCO は0.06%)、不服の申立てがなかったため 7月 7日パネルはこれを支持する決定⁽¹⁹⁾を行った。このパネル決定に対して特別異議申立てがなされなかったので 8月18日に本パネル手続は終了した⁽²⁰⁾。

1. 「決定B I」

各当事者は、「決定B I」のパネル手続において、概略以下のような主張をおこなった(争点が多岐にわたるため差戻しとなった等重要と思われるものに絞って紹介する。)

(1)IPSCO の製品比較対照(pp. 12-14.)

ダンピング・マージン決定のため価格比較を行うが、その際対象製品の米国販売と「同種又は類似製品」の自国市場販売を対照しなければならない。商務省はこのため鋼板特徴をランク順に並べた格付け表を作成・提示した。IPSCO は販売報告の際にこの格付け表の一部を変更し自社製品コードを使用してコイル鋼板と重鋼板を区別した。原決定で商務省はこれを拒絶し、2つの製品を一体として扱った。IPSCO は商務省の格付け表は商業上重要となる“edge”基準を無視していると批判し自社の区別の使用を正当化した。商務省は商業上重要かどうかはIPSCO の顧客だけでなく鉄鋼産業全体が基準となると反論した。

(2)信用費用調整(pp. 17-18.)

商務省は米国価格の計算の際に商品代金受領の遅延に関連する信用費用を控除する。この場合1990年以前は被提訴者の自国市場利率を使用していたが現在ではいくつかの判決に従い利用可能であれば米国又はその他の利率を使用している。原決定ではIPSCO に関して

米国の利率が使用された。IPSCO は、商務省は被提訴者が利用可能な最も低い借入利率を使用する義務があると主張し、高い米国利率ではなくロンドン銀行間借入利率(LIBOR)を用いるべきだったと批判した。商務省はこれに同意しパネルに対してLIBOR 利率を適用するために差戻すよう求めた。米国メーカーはこの要請を批判した。

(3)IPSCO の生産費用に一定の臨時費用を含めた決定(pp. 18-19.)

商務省はIPSCO の生産費用に財務諸表に計上された臨時費用を加算した。IPSCO は当該費用は財務会計上計上されただけで実際には発生した費用ではないと主張した。商務省は被提訴者の報告したデータを財務諸表に照らし合わせる必要性を主張した。

(4)間接税の調整方法(pp. 31-36.) ⇒ A. 表面処理鋼板と共通。

(5)StelcoのB I A適用決定（「行政上の救済を尽くしたか」）(p. 47.)

商務省はStelcoが再反論書の中でB I A適用について1行しか述べていないことを挙げ行政上の救済を尽くす要件を満たしていないと批判した。Stelcoは商務省のヒアリングの際に詳細に議論したと反論した。

2. 「決定B II」

1995年 1月30日、商務省はパネルの差戻しを受けて再決定を下した。そこで商務省は、上記1.(4)の間接税の調整方法に関しては、最近の多くのCIT の判決が指示する新たな調整方法に従って計算を行い、特にガットの解釈を行わなかった。また、同(2)の信用費用調整については、IPSCO にLIBOR 利率を適用してマージンを再計算した。同(3)のIPSCO の臨時費用の取扱いについては、実際に発生していない臨時費用は生産費用の計算から除外された。以上等の結果、再決定はStelco, IPSCO 及びその他のダンピング・マージンをそれぞれ68.70 %, 0.79%及び 61.88%とした。

IPSCO はこれを不服として再びパネル申立てを行ったため、元のパネルがこの再決定を審査し、同年 5月 1日の決定（「決定A II」）でこれを再度差戻した。

再度の申立ての中で、IPSCO は、1677b (a)(4)(c) は類似商品間での「商品差異調整」を認めているが同一商品間ではこれを認めていない、商務省の格付け表の項目が全て一致したとしても同一でない場合があると主張して自社の製品について「商品差異調整」を求めた。商務省はパネルの支持した格付け表の項目全てが一致する製品は同一製品であるとして 1677b(a)(4)(c) の「商品差異調整」は許されないと主張した。

取引がとれない。さらに国内価格の引き下げ及び抑圧効果により価格効果が顕著である。
以上の効果が国内産業に悪影響を及ぼしている。

(5)結論

累積輸入が実質的損害を肯定するのに十分な国内産業への悪影響を及ぼしている。

2.当事者の主張(pp. 10-11.)

各当事者はそれぞれパネルに対して以下のような申立てをおこなった。

i. カナダメーカーの主張

(1)精造製品部門と伝統製品部門に区別して損害分析を行っていない。

(2)部門毎に分析していない輸入の量的効果分析は不適切である。

(3)価格効果分析が実質的証拠に基づかない。

(4)量的評価だけでは損害クロ決定は維持できない。

(5)実質的損害について特に認定していない法的欠陥がある。

ii. ITC及び米提訴者の主張

(1)ITCは市場が2つの部門に細分化されると認定したわけではない。

(2)～(4)量的・価格両効果について実質的証拠に基づく。

(5)法律に従い実質的損害を特に認定している。

【報告要旨】「決定C」(1994年11月 4日)

パネルはまず総論として審査基準のうち実質的証拠原則についてのみ述べている(pp. 11-14.)が、「決定A I」のそれとほぼ共通なので省略する。各論について以下のよう
に決定した。

(1)市場の細分化(pp. 14-18.)

ITCは市場が明確に細分化されるとの認定をしておらず、ただ一連の製品には程度の
差があるといっただけである。価格分析において一定の部門に焦点をあてているがこれは
ITCの裁量の範囲で、市場細分化の認定とはいえない。

(2)輸入量(pp. 18-20.)

ITCは輸入シェア上昇が精造部門に集中しており、精造製品を生産できる国内設備が
限られており輸入が国内出荷に代替しない事実を考慮に入れておらず細分化された市場毎
に輸入量効果を分析しなかった、とカナダメーカーは主張するが、(1)の通りITCは細分

化の認定を行っていない。I T Cの輸入量分析は実質的証拠に基づいている。

(3)価格効果(pp. 20-26.)

カナダメーカーは米国メーカーは精造製品需要に対応するに十分な生産設備を有していないのでどんなに割引をしても輸入から取引を取り返すことはできない、と主張するが、そうした割引が行われている実質的証拠がある。また、相対的に価格に敏感でないという認定と割引行為の認定とは矛盾しない。

カナダメーカーは、自動車用部門では輸入品によるアンダーセリングは稀なのでアンダーセリングが顕著とするI T C認定は実質的証拠に基づいていない、と主張するがこの点について法はI T Cに広範な裁量を与えているのでパネルは改めて判定を行ったり、当該証拠を再評価することはできない。

カナダメーカーは、I T Cは累積された輸入全体の平均価格と国内価格を比較するという許されない方法を用いる等して輸入による価格引き下げ又は抑圧効果を認定している、と主張するがI T Cの用いた方法は合理的で認定は実質的証拠に基づく。

(4)実質的損害の認定(pp. 26-27.)

価格効果も実質的証拠に基づくので量的効果だけでは原決定を維持できないとの主張は検討する必要なく、またI T Cは原決定の中で実質的損害を特に認定している。

(5)結論(p. 27.)

原決定は実質的証拠に基づき、かつ法に従っているのでパネルはこれを認容する。

【解説】

1. 審査基準(the standard of review)

3つのパネルとも米国AD法の審査基準である実質的証拠原則及び法適合性の両面⁽²³⁾で詳細に従来判例原則を検討した上で各争点毎にこれを適用して判断を下している。

パネルは全体的として審査基準原則に従い行政庁の決定を尊重しているといえる。特に「決定C」(3)等を見てもわかるように価格効果の判断等損害認定においてI T Cに広範な裁量を認め、結果としてI T C原決定を支持している。他方、商務省決定については証拠・法解釈の両面にわたって比較的詳細に検討している。例えば、関連会社を一体と見なすことができるかどうかにつき、「決定A I」は(1)では実質的証拠ありとした一方で、(2)ではそれが無いとして原決定を覆すよう支持して差戻している。この結果、最終的にはCCCのダンピング・マージンが当初の28.27 %から“all-others” rate の18.71 %まで引き下

決を引用しているのはこうした考え方のルーツをたどればこの判決に行き当たるということとを述べたかったためであって、「決定A I」で扱われている*Charming Betsy*原則と*Chevron* 原則の明白な衝突を念頭に置いているわけではない。実際、*Debartole* 最判は一言も国際義務について触れておらず、憲法の解釈問題に終始しているのである。よって、*Debartole* 最判から直ちに*Charming Betsy*原則と*Chevron* 原則の明白な衝突の際には、前者が優越するという解釈は導けないのではないかと思われる。

しかし、同じく「決定A I」が引用する*Matsushita Elec.*判決⁽³³⁾は、AD法の解釈の際し議会の意図の中身としてADコードを考慮に入れこれに反しない解釈を導き、これに反するITCの決定を取り消している。ここでは、結局*Chevron* 最判の議会の意図又は法律の意味が明白な場合、行政庁も裁判所もそれを適用するという第1段階のテストで処理しており、*Charming Betsy*原則と*Chevron* 原則の明白な衝突を必ずしも想定していないと思われる。よって、理由付けはともかくガットADコードが曖昧な米国AD規定の解釈基準として機能する可能性を肯定した「決定A I」はこうした先例からも結論として好意的に受け取れるだろう。

しかし、この「決定A I」の差戻しを受けた商務省は再決定の中で、最近の多くのCITの判決が指示する新たな調整方法が権威的な法解釈であり、国際的義務がこの解釈を覆すことはないとして、ガットの解釈を行わなかった。つまり、結果として「決定A I」のガットに関する判旨は商務省の再決定に影響を与えなかったことには注意しなければならない。

5. 関連会社の一体扱い

CCCをStelcoと一体と見なした決定を差戻した「決定A I」(2)の判旨は極めて短く、再決定で提起された差戻しの効果（CCCに対し“all-others” rate を適用すべき）が決定時に念頭にあったとは思われない。そのことは商務省等が「決定A II」の手続で反論したように、パネルがCCCについてのB I A適用決定を認容していることからもうかがえる。つまり、CCCに対して“all-others” rate の適用をすべきであると考えていたのであれば、当初からCCCへのB I A適用決定を認容する判旨は不要として、判断を回避すべきであったと思われるからである。その意味で「決定A I」の対応はやや不備があるとの批判を免れないが、だからといって「決定A II」が「CCCに対し“all-others” rate を適用すべきである」と指示して差戻すことができなくなるという商務省等の主張には賛成できない。

〔注〕

- (1) Certain Hot-Rolled Carbon Steel Flat Products, Certain Cold-Rolled Carbon Steel Flat Products, Certain Corrosion-Resistant Carbon Steel Products, and Certain Cut-to-length Carbon Steel Plate from Canada, 58 Fed. Reg. 37099(July 9, 1993)
- (2) Certain Corrosion-Resistant Carbon Steel Products from Canada, USA-93-1904-03, October 31, 1994
- (3) Certain Corrosion-Resistant Carbon Steel Products from Canada, USA-93-1904-03, Results of Redetermination pursuant to Panel Remand, January 30, 1995
- (4) Certain Corrosion-Resistant Carbon Steel Products from Canada, USA-93-1904-03, May 1, 1995
- (5) Certain Corrosion-Resistant Carbon Steel Products from Canada, USA-93-1904-03, Results of Redetermination pursuant to Panel Remand, May 31, 1995
- (6) Certain Corrosion-Resistant Carbon Steel Products from Canada, USA-93-1904-03, July 7, 1995
- (7) Notice of Completion of Panel Review, 60 Fed. Reg. 43773(August 23, 1995)
- (8) Chevron U.S.A. Inc. v. National Resources Defense Council, 467 U.S. 837, 842-843(1984)
- (9) Murray v. The Schooner Charming Betsy, 6 U.S. (2 Cranch) 64, 118(1804)
- (10) Weinberger v. Rossi, 456 U.S. 25, 32(1982)
- (11) 「決定A I」, p.81, note 262の4つの判例参照。
- (12) Debartole Corp. v. Fla. Gulf Coast Trades Council, 485 U.S. 568, 574(1988)
- (13) Nihon Cement Co., Ltd. v. United States, Slip Op. 93-80(CIT May 25, 1993)
- (14) supra, note (1)
- (15) Certain Cut-to-Length Carbon Steel Plate from Canada, USA-93-1904-04, October 31, 1994
- (16) Certain Cut-to-Length Carbon Steel Plate from Canada, USA-93-1904-04, Results of Redetermination pursuant to Panel Remand, January 30, 1995
- (17) Certain Cut-to-Length Carbon Steel Plate from Canada, USA-93-1904-04,

May 1, 1995

(18) Certain Cut-to-Length Carbon Steel Plate from Canada, USA-93-1904-04, Results of Redetermination pursuant to Panel Remand, May 31, 1995

(19) *supra* note(6)

(20) *supra* note(7)

(21) Certain Flat-Rolled Carbon Steel Products from Argentina, Australia, Austria, Belgium, Brazil, Canada, Finland, France, Germany, Italy, Japan, Korea, Mexico, the Netherlands, New Zealand, Poland, Romania, Spain, Sweden, and the United Kingdom, Inv. Nos. 701-TA-319-332, 334, 336-342, 334, and 347-353(Final) and 731-TA-573-579, 581-592, 594-597, 599, 609, and 612-619(Final), USITC Pub. 2664, at 161(Aug.1993)

(22) Certain Flat-Rolled Carbon Steel Products from Canada, USA-93-1904-05, November 4, 1994

(23) 「決定C」は審査基準の検討において実質的証拠原則しか扱っていない。ITCの損害認定に対する従来のパネルの中にも同様のものが多い。Fresh, Chilled, or Frozen Pork from Canada, USA-89-1904-11, August 24, 1990, pp.5-13. 及びMagnesium from Canada, USA-92-1904-05 and USA-92-1904-06, August 27, 1993, pp.8-9.

(24) 豚肉のITC決定に関するパネルも「証拠を再評価(*reweigh*)しない」という原則を述べている。Fresh, Chilled, or Frozen Pork from Canada, USA-89-1904-11, August 24, 1990, p.6.

(25) “*de novo*” review の禁止については、スウェーデン製ステンレス鋼管の輸入に対する確定的ダンピング防止税の賦課, ADP/47, para.3.11. の米国の主張及びカナダ製軟木木材に対する相殺関税賦課, SCM/162, para.335. のパネルの見解等を参照。パネルは証拠を“*reweigh*”すべきでないという主張は、ポリアセタール樹脂に対するダンピング防止税、ADP/92, para.60. の米国の主張やU.S. Proposals to amend the Draft Antidumping Agreement, 26 November 1993, “Standard of Review” 18.5(i) に見られる。また、“*permissible*” な解釈尊重の原則を主張したものとしてフランス・ドイツ及びイギリス製の鉛快削鋼に対する相殺関税賦課、SCM/185, para.89. 等の米国の主張を参照。なお、同パネル, para.95, note 27. ではChevron 判決, *supra* note(8) が議論されている。この点については、一般に、岩沢雄司「審査基準」(公正貿易センター『ガット／WTOの紛

争解決における手続法上の諸問題』66—81頁所収) 参照。

(26) 例えば、「決定A I」p.5, note 15, note 17; p.8, note 36; p.9, note 37.

(27) United States General Accounting Office, U.S.-CANADA FREE TRADE AGREEMENT Factors Contributing to Controversy in Appeals of Trade Remedy Cases to Binational Panels(June 1995), GAO/GGD-95-175BR, pp.80-83. 参照。

(28) 例えば、豚パネルにおける広範な豚肉パネルの引用。清水章雄「カナダ産豚に対する米国相殺関税」(本報告書81頁所収) 参照。

(29) GAO Report, supra note(20), p.75 の表を参照。パネルの約3分の2に対してCITは約3分の1。

(30) Id., p.79.

(31) 12 International Trade Reporter 1239, July 19, 1995. また、R. E. Burke & B. F. Walsh, NAFTA Binational Panel Review: Should it be continued, eliminated or substantially changed?, 20 Brook. J. Int'l L. 529, 541, 559-562(1995); J. B. Goldstein, Dispute Resolution under Chapter 19 of the United States-Canada Free Trade Agreement: Did the Parties get what they bargained for?, 31 Stan. J. Int'l L. 275, 302-304(1995). も参照。

(32) Inside U.S. Trade, May 5, 1995, pp.1, 23-24; 12 International Trade Reporter 814, May 10, 1995; 12 International Trade Reporter 1410, August 23, 1995; Inside U.S. Trade, August 25, 1995, pp.1, 16-17. 詳しくは、東條吉純「カナダ産ソフトウッド・ランバーに対する米国の相殺関税」(本報告書93頁所収)。

(33) Matsushita Elec. Indus. v. United States, 569 F. Supp. 858, 859(Ct. Int'l Trade 1983)

(川島富士雄)